

令和8年度第1回山形県特定鳥獣保護管理検討委員会 発言趣旨

1 日時 令和8年6月10日（水）13時30分～15時30分

2 開催方法 オンライン（Teams）

3 委員

別紙出席者名簿に記載

4 発言趣旨

（1）第5期山形県ツキノワグマ管理計画の策定方針（案）について（協議）

（事務局）

説明

個体数推計について

（丸山委員）

- ツキノワグマの個体数推計について、次期計画に具体的な推計値を記載するのは難しいのではないかと考える。

（事務局）

- 令和8年度から環境省が実施している調査の結果を、都道府県で実施している調査に反映することは可能だと考えている。一方で、次期計画の策定時に推計個体数に関する数値の記載は困難ではないかと考える。

（丸山委員）

- 今後、東北地方全域で個体数推計が実施された場合、各県におけるツキノワグマの捕獲割合について議論が行われ、それに基づく捕獲目標が設定されることになるのか。

（事務局）

- 先日行われた東北地方の会議では、そこまで具体的な議論は行われなかったが、今後、広域的な管理協議会のような組織を立ち上げたいとのこと。

（江成委員・鈴木委員）

- 山形県では、管理ユニットごとのツキノワグマの個体数調査を開始しているが、得られるデータはいわゆる個体数ではなく、個体数指数であることから、評価や活用にあたっては他県との調整が必要になると考えられる。今後、調査データが蓄積された際にその結果を十分に活用できるよう、隣接県との調整についても検討すべきだ。

（事務局）

- 承知した。

ゾーニングについて

（丸山委員）

- ゾーニングについては、県が設定することになるのか。個人的に、栃木県においてゾーニングを実施することは非常に難しいと考えている。

（事務局）

- 県におけるゾーニングについては、第5期山形県ツキノワグマ管理計画にどこまで記載するかを現在検討しているところである。また、ゾーニングの設定にあたって

は、市町村の意見も必要になると考えている。他県の事例を見ている、運用のハードルは高いと感じている。

その他

(鶴岡市)

- ツキノワグマの捕獲許可期間を1年間とする案があるようだが、他県において同様の取扱いを行っている事例はあるのか。また、仮に許可期間が1年間となった場合、捕獲従事者には人件費や活動経費等の負担が生じることから、それらを補填できるような補助制度はあるのか。

(事務局)

- 他県における運用状況については把握していないが、今後、他県の事例や実施状況を確認した上で、捕獲許可期間の在り方について検討し、必要に応じ1年以内の範囲で見直していく。

(鶴岡市)

- 市町村によっては積極的な捕獲を進めることも想定されるため、県にはツキノワグマの捕獲を実施すべき場所や避けるべき場所について指導してほしい。また、捕獲許可期間を延長した場合には、安全性が損なわれない運用にしてほしい。

(江成委員)

- 県レベルで管理ユニットごとの個体数管理を行うこととなった場合、本来は有害捕獲として対応するのではなく、特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整として実施する必要がある。個体数管理の考え方や捕獲の位置付けについて整理した上で、県が果たすべき役割を明確にしていく必要がある。

(事務局)

- 承知した。

(2) 第5期山形県ニホンザル管理計画の策定方針(案)について(協議)

(事務局)

説明

現状と課題

(江成委員)

- 議論を行うに当たっては、サルの群れ数、加害性の高い群れの数、推定生息頭数といった基礎的な情報を共有しておく必要がある。これらのデータは昨年度中に整理・把握しているものであり、こうした情報がないまま議論を進めることは適切ではない。

(事務局)

- 承知した。

(江成委員)

- 資料2-3において、令和7年度の捕獲数が市町村別に記載されているが、一部の市町村では許可頭数を上回る捕獲実績となっているように見受けられるが、いかがか。

(事務局)

- 数値に誤りがある可能性も考えられるため確認する。

(江成委員)

- 市町村別の許可頭数を積み上げると1,742頭となっており、推定生息頭数5,000頭を前提とした場合、約35%に相当する。ニホンザルの自然増加率を考慮すると、極めて高い割合の捕獲を許可していることになるため、その妥当性について慎重に検討する必要がある。また、実際の捕獲実績も1,000頭を超えており、推定生息頭数5,000頭が正しいとすれば、個体群の維持に影響を及ぼしかねない水準の捕獲となっ

ている可能性がある。そのため、仮にこれらの数値が事実であるならば、県による指導や管理の強化が必要だ。

また、一部の市町村で捕獲数が大きく増加している背景には、囲いわなの活用がある可能性が高く、群れ数に大きな変化が見られないことから、群れ捕獲が十分な効果を上げておらず、結果として加害性の高い個体を増やしている可能性もある。県において捕獲手法や群れの状況を含めた実態を把握し、問題が見られる市町村に対して適切な指導を行う必要がある。

(鈴木委員)

- 江成委員からの指摘があったように、中途半端な捕獲は個体管理の観点から問題を生じさせるおそれがあるため、十分注意する必要がある。

(丸山委員)

- 市町村において、群れごとの管理や、加害レベルの設定は適切に実施できているのか。

(事務局)

- 市町村において、群れ数や分布に関する基本的な情報は把握しているが、群れごとの加害レベルについては正確な把握が課題だと感じている。

(丸山委員)

- 群れ管理や加害レベルの評価については、市町村だけで対応することが難しい場合もあることから、中間支援組織がこうした業務を担い、専門的な支援を行うことができる仕組みを期待したい。

(丸山委員)

- 事務局の説明で、効果が出なくなっている対策があるとの説明であったが、具体的にどのような対策において効果が低下しているのか。

(事務局)

- ある市町村では、花火等を用いた追い払い対策について、サルが慣れてしまい、以前ほど効果が得られなくなっていると伺っている。

(藤本委員)

- 加害レベルの判定に基づき群れ捕獲を行う方針自体は理解できるものの、場所の特性を十分に考慮しない一律の群れ捕獲によって、周辺から新たな群れが流入し、同様の被害が繰り返されるおそれがあるのではないかと。地域ごとの状況を踏まえ、群れ捕獲を行うべきか、被害防除を重視すべきかといった判断を誰が、どの段階で行うのかを明確にする必要がある。

(事務局)

- この点については、中間支援組織に最も期待するところとなっている。先行事例である広島県においても、サルやイノシン対策に重点を置いた取組により効果が上がっていることから、中間支援組織は、行政と現場を行き来しながら地域を支援し、行政施策の実現を後押しする役割に適していると考えている。

(鈴木委員)

- 群れ管理については、群れの分布や構成個体数によって適切な対策が大きく異なる。先行研究や専門家（兵庫県立大学・山端氏等）による知見を踏まえ、効果的な対策方法や追い払いの工夫等について、市町村も含めて情報共有を促すことが重要である。

また、中間支援組織に対する期待は大きいものの、あくまで市町村が主体であり、中間支援組織は伴走支援を行う立場であるため、中間支援組織の存在によって市町村が全く活動しないということに陥ることがないように、県から市町村に対して適切な指導を行う必要がある。

(事務局)

- 承知した。

(3) 山形県第14次鳥獣保護管理事業計画の策定方針（案）について（協議）

（事務局）

説明

狩猟鳥獣捕獲禁止区域での捕獲について

（丸山委員）

- 狩猟鳥獣捕獲禁止区域について、指定管理鳥獣に位置付けられた場合には、ツキノワグマも対象に加えることを検討してはどうか。

（事務局）

- 現在の狩猟鳥獣捕獲禁止区域では、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマを除く鳥獣の捕獲を禁止する取扱いとなっているため、ツキノワグマはすでに対象としている。

くくりわなの使用について

（江成委員）

- 資料3ページに記載されているシカのくくりわなの使用について、これまで本委員会では、事故等のリスクが高いことから、山形県内では適用が難しい地域が多いとして、繰り返し議論の上、見送ってきた経緯があると認識している。今回、改めて使用の可否を判断するというのは、どういう整理になるのか。

（事務局）

- 今年度、一部地域において試験捕獲・実証実験を実施する予定であり、その結果を踏まえて、手法や運用方法を含めた部分的な解除の可否について議論していきたいと考えている。

普及啓発について

（山形市）

- クマに関する普及啓発について、これまで山に入る際の注意喚起（熊鈴やラジオの携行等）は行われているが、最近の商業施設等への侵入事例を踏まえると、事業者向けの普及啓発も必要ではないか。具体的には、自動ドアの対策、従業員による利用者の誘導方法、避難経路の確認・訓練など、施設管理者として留意すべき点について啓発を行う必要があるのではないかと考えている。

（事務局）

- クマの分布拡大や市街地での出没が増加している現状を踏まえ、事業者における対応も重要になると考えている。事業者向けの普及啓発については、次期計画の中でどのような表現・内容とするかを含め、今後検討していく。

「餌付け」に関する記載について

（鈴木委員）

- 計画内の記載について、「安易な餌付け」という表現は、誤解を招く可能性もあるため、「意図せぬ餌付け」といった他の表現の在り方を検討するべきではないか。また、「担い手確保」については、捕獲従事者や行政職員など、人によってイメージが異なるため、役割が分かるよう整理する必要がある。資料3の64ページで、国の計画案では人材の役割が整理されていることから、これに沿った形で、人材区分や役割を個別に記載することを検討してはどうか。

（事務局）

- 「安易な餌付け」という表現については、誤解を招く可能性があるため「意図せぬ餌付け」といった表現を含め検討したい。また、担い手確保についても、求められ

る役割が多様化していることを踏まえ、コメントハンターの配置など最近の動きも含めて整理し、計画の中に反映していきたい。

その他

中間支援組織について

(丸山委員)

- 中間支援組織について、運営主体は誰か。

(事務局)

- 県や市町村が支援しながら運営を行うことを想定しており、組織形態としては一般社団法人を想定している。

(鈴木委員)

- 麻酔銃の取扱いには専門的な知識や技術が必要であり、経験を積まなければ適切に扱うことが難しい。そのため、組織として継続的に取り組むことができる体制や環境を確保することは、現実的だと考える。

(鈴木委員)

- 中間支援組織の説明において、「狩猟者」ではなく「捕獲者」と記載されている点は適切であると感じた。狩猟と捕獲では意味が大きく異なるため、「捕獲者」と明記していることは評価できる。

(江成委員)

- 県が想定している中間支援組織を中核とした体制について、全ての市町村が当該組織に参画するとは限らないため、その場合、参画する市町村としない市町村との間で体制や対応に差が生じることや、麻酔銃の取扱いなどを中間支援組織が担うとした場合、未参画の市町村ではどのように対応するのかといった点を整理する必要がある。

(事務局)

- 全ての市町村が参画するように取り組むが、参画の有無にかかわらず、全ての市町村が中間支援組織の取組による恩恵を受けられるように整理していきたい。

今後の進め方について

(江成委員)

- 検討課題が多く、議題を絞るのが良いのではないか。環境審議会との兼ね合いについても整理する必要がある。環境審議会と検討委員会で、議論の方向性が変わってしまう可能性もあるため。

(鈴木委員)

- 少人数でのワーキングチームを編成し、そういった議論する場が必要なのではないか。

(事務局)

- 今後の委員会・審議会の運営方法を考えていきたい。